



赤村

FUKUOKA AKAMURA

議会だより

2022年5月発行

令和4年田川地区広域環境衛生施設組合議会第1回定例会 (春本雪夫議員、春本敏典議員、 浦野良一議員 出席)

3月25日に田川地区クリーンセンターで開会され、下記議案について慎重審議の結果、すべて原案のとおり可決されました。

議案第1号 田川地区広域環境衛生施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に伴い、本条例の一部を改正するもの。

議案第2号 田川地区広域環境衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に伴い、本条例の一部を改正するもの。

議案第3号 令和4年度田川地区広域環境衛生施設組合一般会計予算を定めることについて
歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ423,429千円とするもの。

令和4年田川郡東部環境衛生施設組合議会第1回定例会 (春本雪夫議員、大場信可議員、 春本敏典議員、浦野良一議員 出席)

3月25日に田川地区クリーンセンターで開会され、下記議案について慎重審議の結果、すべて原案のとおり可決されました。

議案第1号 田川郡東部環境衛生施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に伴い、本条例の一部を改正するもの。

議案第2号 田川郡東部環境衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に伴い、本条例の一部を改正するもの。

議案第3号 令和3年度田川郡東部環境衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)を定めることについて

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,529千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ628,533千円とするもの。

議案第4号 令和4年度田川郡東部環境衛生施設組合一般会計予算を定めることについて
歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ225,290千円とするもの。

令和4年第1回福岡県田川地区消防組合議会定例会 (大場謙一議員 出席)

3月3日に田川地区消防本部で開会され、下記議案について、慎重審議の結果、すべて原案のとおり可決されました。

議案第1号 福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例に基づく給与表の3級から6級について号給を追加するもの。構成市町村の給与表の追加状況等を勘案し、人事院勧告に基づく国家公務員の俸給表構想を基本としたうえで、対象となる級について号給を追加するため議会の議決を求めるもの。

議案第2号 福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
福岡県田川地区消防組合職員を他の地域へ派遣等により勤務させるにあたり、民間賃金が高い地域に勤務する職員に対して、国家公務員に準じ、地域手当を支給することができるよう新設するため議会の議決を求めるもの。

議案第3号 令和3年度福岡県田川地区消防組合一般会計補正予算(第2号)について
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,919千円を減額し、歳入歳出予算の
総額をそれぞれ1,924,668千円とするもの。

議案第4号 令和4年度福岡県田川地区消防組合一般会計予算について
歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ1,883,472千円とするもの。

令和4年第1回田川地区斎場組合議会定例会

(中村勇紀議員 出席)

3月3日に田川市民会館で開会され、下記議案について、慎重審議の結果、すべて原案のとおり可決されました。

議案第1号 令和4年度田川地区斎場組合一般会計予算
歳入歳出予算の総額をそれぞれ181,388千円とするもの。

議案第2号 田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正について
令和3年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等を勘案し、本組合職員の給
与に関する条例の一部改正をするため、地方自治法の規定により議会の議決を求
めるもの。

赤村議会議員 2月 出席行事

- 17日 田川地区広域環境衛生施設組合最終処分場
安全祈願祭起工式(大任町)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 25日 議会運営委員会(住民センター)

赤村議会議員 3月 出席行事

- 3日 田川地区斎場組合議会定例会(田川市)
中村勇紀議員出席
福岡県田川地区消防組合議会定例会(田川市)
大場謙一議員出席
- 7日~11日
第6回赤村議会定例会(議場 他)
- 18日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 25日 田川地区広域環境衛生施設組合議会定例会
(大任町)春本雪夫議員、春本敏典議員、
浦野良一議員出席
田川郡東部環境衛生施設組合議会定例会
(大任町)春本雪夫議員、大場信司議員、
春本敏典議員、浦野良一議員出席

赤村議会議員 4月 出席行事

- 4日 議会広報委員会(住民センター)
- 13日 議会広報委員会(住民センター)
- 20日 例月出納検査・監査(住民センター)

赤村議会議員 5月 出席行事予定

- 19日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 20日 行政監査 現地確認(村内)
- 30日 町村議会議長・副議長研修会(東京都)

赤村議会議員 6月 出席行事予定

- 上旬 議会運営委員会(住民センター)
- 6月赤村議会定例会(議場 他)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)

新型コロナウイルス感染防止のため、手洗い・
うがいをし、密閉・密集・密接を避けましょう



ウクライナ人道危機救援金について

ウクライナ各地で激化する戦闘により、多数の死傷者や避難民が発生するなど深刻な被害が発生しています。

亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、ウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる国々における救援活動を支援するため、福岡県を通じて日本赤十字社に本村議会議員一同から救援金10万円を送らせていただきました。



第6回赤村議会3月定例会

期日/令和4年3月7日～11日

3月7日に招集及び開会し、議長報告、村長報告、村事務報告、教育委員会事務報告、村長施政方針演説及び一般質問が行われた後に、専決処分に関する案件3件、人事に関する案件1件、計画の変更に関する案件1件、村道路線に関する案件3件、条例の制定に関する案件1件、条例の一部改正に関する案件5件、補正予算4件、当初予算5件の合計23案件が提出され、慎重審議を行った結果、全案件承認、同意及び可決して3月11日に閉会しました。

議案番号	件名	内容	結果
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度赤村一般会計補正予算(補正第7号)〕	23,102千円増額し、歳入歳出それぞれ3,607,455千円とするもの。 補正の主な内容は、子育て世帯への臨時特別給付金の支給について、政府より一括給付が可能な指針が示されたことにより、子育て世帯への経済支援を早期に実施するため。歳入は、国庫支出金。	承認
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度赤村一般会計補正予算(補正第8号)〕	77,988千円増額し、歳入歳出それぞれ3,685,443千円とするもの。 補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、政府より住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給方針が示されたことにより、住民税の均等割が非課税である世帯及び家計急変世帯に対する経済支援を早期に実施するため。歳入は、国庫支出金。	
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度赤村一般会計補正予算(補正第9号)〕	47,200千円増額し、歳入歳出それぞれ3,732,643千円とするもの。 補正の主な内容は、①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、個人及び法人である事業者を対象とした支援金給付事業を村独自で実施するため。②ふるさと納税寄附金の増加に伴う、事業費の増額。歳入は、国庫支出金、ふるさと納税寄附金及び基金。	
同意第1号	赤村監査委員の選任につき同意を求めることについて	赤村監査委員 松本勝己 氏の任期が3月15日をもって満了することに伴い、新たに 中村宏幸 氏を選任したいので、議会の同意を求めもの。 任期：4年	同意
議案第1号	赤村辺地総合整備計画の変更について	上赤辺地の見直しを行い、地域の活性化の推進と住民福祉の向上を図るため、この計画を変更し、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により議会の議決を求めもの。変更内容は、岩石線トンネル照明改修の追加及び既存事業の事業費の変更。 ・岩石線トンネル照明改修 L=498m、L側35個、R側36個、事業費20,000千円	可決
議案第2号	村道路線の変更について	道路法の規定に基づき、村道路線の変更に当たり、議会の議決を求めもの。 内容は、五ガ辻～外山線を変更するもの。理由は、道路補修工事に伴う変更。	
議案第3号	村道路線の廃止について	道路法の規定に基づき、村道路線の廃止に当たり、議会の議決を求めもの。 内容は、鹿島～帆足線を廃止するもの。理由は、柳場村営住宅建設に伴う村道の廃止。	
議案第4号	村道路線の認定について	道路法の規定に基づき、村道路線の認定に当たり、議会の議決を求めもの。 内容は、前ガ迫～小柳山線を新たに村道として認定するもの。理由は、村施設(前ガ原教育集会所)への道路を村道路線として認定。	

議案番号	件名	内容	結果
議案第5号	特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する 条例の制定について	特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する 規定について、効率的な事務の 運営を図るとともに実務に 合わせた規定の整理を行うため、 改正を行うもの。改正内容は、 その他の非常勤の特別職の職員 の報酬に関する規定に会長を加 えるもの。施行期日：公布の日	可 決
議案第6号	赤村一般職の職員の給与に 関する条例の一部を改正する 条例の制定について	令和3年8月10日の人事院勧告 を受け、令和4年2月1日に閣議 決定された一般職の職員の給与 に関する法律等の一部を改正する 法律案に準じて、改正を行うもの である。内容は、国家公務員に 準じて、職員の期末手当の額の 改定を行うもの。施行期日：令 和4年4月1日 改定前：1.275月分 改定後：1. 20月分 ※令和4年6月に支給される期 末手当については、令和3年12 月分の調整分(0.15月)を差し 引いて支給する。	
議案第7号	赤村会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定につ いて	赤村会計年度任用職員のうち、 パートタイム特定業務職報酬表 の改定等を行う必要があるため、 改正を行うもの。改正内容は、 パートタイム特定業務職員の中 に、給食調理員に関する報酬表 の改定及び条文の文言の整理を 行うもの。施行期日：公布の日	
議案第8号	赤村国民健康保険税条例の一 部を改正する条例の制定につ いて	全世代対応型の社会保障制度を 構築するための健康保険法等の 一部を改正する法律が施行され、 国民健康保険税について、未就 学児の国民健康保険税の均等割 額を減額し、その減額相当額を 公費で支援する制度が創設され たため、所要の改正を行うもの である。 改正内容は、子ども(未就学児) に係る被保険者均等割額を5割 減額するもの。施行期日：令和 4年4月1日	
議案第9号	赤村消防団員の定員、任用、 給与、分限及び懲戒、服務等に 関する条例の一部を改正する 条例の制定について	消防団員の処遇を改善すること により、消防団員の入団を促進 するとともに、継続的な消防団 活動の維持を図るため、改正を 行うもの。 改正内容は、消防団員の年額報 酬及び出勤手当について増額改 正を行うもの。施行期日：令和 4年4月1日	
議案第10号	赤村教育施設等整備基金条例 の制定について	学校教育及び社会教育等の施設 、設備等の整備を計画的に実施 し、教育環境の充実、発展を推 進するため、条例を制定するもの 。今後の校舎建替えや社会教育 施設等の整備を計画的に実行で きるよう基金を新たに創設する もの。施行期日：公布の日	
議案第11号	令和3年度赤村一般会計補正 予算(補正第10号)	79,616千円増額し、歳入歳出 それぞれ3,812,259千円とする。 主な補正内容は、転入手続きワ ンストップ化対応業務に係る委 託事業費の増、保育士・幼稚園 教諭及び放課後児童支援員等処 遇改善臨時特例事業費の増、農 業次世代人材投資事業費の増、 畜産振興総合対策事業費の増、 瓢池外5池ため池劣化状況評価 業務の増、田川地区消防組合負 担金の増、各事業確定及び精査 に伴う事業費の減、減債基金及 び庁舎等整備基金、教育施設等 整備基金への積立。 歳入は、新型コロナウイルス感 染症対応地方創生臨時交付金等 の特定財源、前年度繰越金等の 一般財源。	
議案第12号	令和3年度赤村国民健康保険 特別会計補正予算(補正第2号)	39,276千円減額し、歳入歳出 それぞれ378,673千円とする。 主な補正内容は、医療費動向に よる減額。歳入においても、そ れに伴う県交付金の減額。	

議案番号	件名	内容	結果
議案第13号	令和3年度赤村簡易水道特別会計補正予算(補正第3号)	<p>2,086千円を減額し、歳入歳出それぞれ148,361千円とする。</p> <p>主な補正内容は、事業確定に伴う事業費の減。歳入においても、水道整備事業基金繰入等の減額。</p>	
議案第14号	令和3年度赤村後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)	<p>4,001千円減額し、歳入歳出それぞれ48,132千円とする。</p> <p>主な補正内容は、広域連合の負担金確定に伴う基盤安定負担金の減額。</p> <p>歳入において、保険料の減額があり、それに伴った保険料負担金の減。</p>	
議案第15号	令和4年度赤村一般会計予算	<p>歳入歳出予算総額それぞれ2,998,514千円で、前年度比△6.89%、221,798千円の減額。</p> <p>主な内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1款：議会会議室備品購入費等の減。 ・2款：人件費の増減、地域おこし協力隊の新規分の増、源じいの森整備事業費の増、ふるさと納税寄附金基金事業の実績に伴う増、地方税共通納税制度に伴う徴税費の増、戸籍法の一部改正に伴う戸籍情報システム改修に係る戸籍住民基本台帳費の増、村長・村議会議員一般選挙費の減、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の減、県知事・県議会議員補欠選挙費の減。 ・3款：医療費事業の増減、障がい者自立支援事業費の増、保育所運営費の増、コロナ関連に伴う保育士等処遇改善事業の増。 ・4款：人件費の増減、田川郡東部環境衛生施設組合負担金の減、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減。 ・6款：人件費の増減、水田農業等関連事業費の増、大坂地区排水路改修及び大原地区水路改修工事費の増、特産物センター園芸用ハウス被覆資材張替工事の増、農林業振興補助金の増、森林環境譲与税活用事業費の増、岩石線林道トンネル照明器具改修工事費の増、鶴地区治山排水路設計業務委託料及び工事費の減。 ・7款：岩石山レンタルサイクル周遊事業の増、観光推進事業の増。 ・8款：橋りょう長寿命化修繕計画改定業務委託の増、瓜生～鏡畑線測量設計及び道路舗装工事費の増、中村～小柳線道路改良工事費の減、前が原分譲地造成等工事の減、村営住宅長寿命化計画改定業務の減。 ・9款：消防団員等報酬改定の伴う増、前が原地区消火栓設置工事の減、国土強靱化地域計画策定業務の減、後山地区防火水槽設置工事設計費及び工事費の増。 ・10款：公用車購入の減、ICT教育計画策定支援業務の増、赤小学校本校遊具新設等工事費の増、赤小中学校教員用パソコン及びパソコン室サーバ購入事業の増、図書室パソコン購入費の減、楠の木運動公園フェンス取替工事の減。会計年度任用職員報酬の増、厨房機器保守点検業務委託費の増。 ・12款：地方債償還元金減。 <p>歳入は、各種事業に伴う国県支出金・村債・基金繰入金及び地方交付税等。</p>	可 決
議案第16号	令和4年度赤村国民健康保険特別会計予算	<p>歳入歳出予算総額それぞれ367,945千円で、前年度比△5.76%、22,508千円の減額。</p> <p>主な内容は、被保険者数の減に伴う、保険事業納付金の減、療養給付費等の減。歳入においても、それに伴う県交付金の減。</p>	

議案番号	件名	内容	結果
議案第17号	令和4年度赤村簡易水道特別会計予算	歳入歳出予算総額それぞれ128,882千円で、前年度比△8.51%、11,996千円の減額。 主な内容は、令和2年度から継続している簡易水道法的化移行に伴う公営企業会計適用業務委託料の増、水道管路整備に伴う水道管布設替工事測量・設計業務委託料の増及び工事費の減。歳入は、水道事業整備基金、簡易水道事業債、公営企業会計適用債の特定財源及び水道使用料等の一般財源。	可 決
議案第18号	令和4年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	歳入歳出予算総額それぞれ24,103千円で、前年度比△6.64%、1,716千円の減額。 主な内容は、貸付金元利収入に伴う前年度繰上充用金の減。	
議案第19号	令和4年度赤村後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出予算総額それぞれ50,606千円で、前年度比△2.92%、1,527千円の減額。 主な内容は、保険料試算額減に伴う広域連合への納付金の減。歳入は、医療保険料の特定財源。	

令和4年第6回赤村議会3月定例会採決の状況

○…賛成 ×…反対 欠…欠席

番号	議案名	結果	議員の賛否										
			春本雪夫	中村勇紀	大場謙一	小林慧	原隆康	佐武富實	馬田和博	大場信司	春本敏典		
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度赤村一般会計補正予算(補正第7号)〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度赤村一般会計補正予算(補正第8号)〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度赤村一般会計補正予算(補正第9号)〕	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第1号	赤村監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第1号	赤村辺地総合整備計画の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第2号	村道路線の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第3号	村道路線の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第4号	村道路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第5号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第6号	赤村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第7号	赤村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第8号	赤村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

番号	議案名	結果	議員の賛否									
			春本雪夫	中村勇紀	大場謙一	小林慧	原隆康	佐武富實	馬田和博	大場信司	春本敏典	
議案第9号	赤村消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第10号	赤村教育施設等整備基金条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第11号	令和3年度赤村一般会計補正予算(補正第10号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第12号	令和3年度赤村国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第13号	令和3年度赤村簡易水道特別会計補正予算(補正第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第14号	令和3年度赤村後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第15号	令和4年度赤村一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第16号	令和4年度赤村国民健康保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第17号	令和4年度赤村簡易水道特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第18号	令和4年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第19号	令和4年度赤村後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

総務文教 常任委員会 委員長報告

委員長
佐武 富實



産業経済厚生等 常任委員会 委員長報告

委員長
春本 雪夫



本定例会において、総務文教常任委員会に付託された案件を慎重に審議した結果、議案第11号及び議案第15号は可決することに決定しました。

本定例会において、産業経済厚生等常任委員会に付託された案件を慎重に審議した結果、議案第12号から議案第14号及び議案第16号から議案第19号は可決することに決定しました。

中村監査委員 辞令交付

赤村監査委員 松本勝己 氏の任期満了に伴い、3月16日 新たに中村宏幸氏が監査委員に選任されました。

「これまでの経験を活かし、誠実かつ厳正に、職務を遂行していくつもりですので、村民の皆さまのご理解とご協力をお願い致します。」



新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染者数や重症者については、現在も決して少ないとは言えず、今後も感染症拡大やその影響に予断を許さない状況です。

私たちひとり一人は、これまで同様の感染防止対策の徹底を継続していく必要があります。

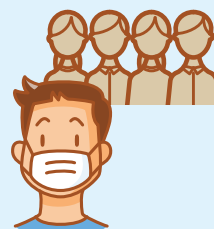
基本的な感染防止対策



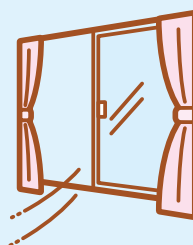
マスクの正しい着用



手指衛生



三密の回避



換気

外出時の感染防止対策

- ・目的地や利用施設の感染状況確認
- ・発熱や体調不良などの場合は外出を控える



飲食時の感染防止対策

- ・感染防止対策がとられている店を利用
- ・会食時間は短く、大人数での会食は控えるなど



ふるさと納税制度と 基金の活用について

小林 慧 議員



問

1 番目、ふるさと納税制度の活性化のため役場組織の見直し。2 番目、人材の育成、農業振興、商工関係の人材の育成。3 番目、食と健康について環境にやさしい農業の推進条例。4 番目、返礼品づくりへの支援、4 点について質問します。

答

道村長

役場組織の見直しについて、担当する職員体制を厚くすることを考えております。納税の寄付金を使って人材の育成を具体的に進めていきたい。寄付者側が求めている返礼品をいかに生産するか、納税の制度を

活かし進めていきたい。

問

組織の見直しを、窓口を作っていたら、政策を進めていくことをお願いしております。

答

道村長

最低1名、専従的にあてる職員体制でいきたいと思えます。

問

地方創生事業の中で応援をいただいている協力は出来るんですか。

答

道村長

担当で職員をつけることでスタートしたい。

問

人材を登用するということがお願いをしたい。土地について作っていただけの貸借の契約をしている。若者に伝えていく状況が非常に薄れ、環境破壊、自然が守れない状況にあるんです。後世に伝える若者に環境問題に是非とも税の使い道をお願いしたい。

答

道村長

私は、農政審議会の中で一緒に考えて、赤村の農業をどうするか。基本計画を作った中で、議会の皆さんに理解してもらって、議論していきたい。

問

村長から、私も一緒になつてやりますということをしていただきました。審議会から村長に諮問をするというかたちの双方のやり取りが大事だと思います。

答

道村長

私の力で出来ないところが多々あります。村民の力で赤村自身がどうするかということまで、本当に追い込まれていることは確かです。

問

私も農政審議会等委員の方々に議論することになると思います。村長の出席も煽りたい。計画があつてそれに伴う予算です。国・県の事業の活用、併せて今全国から応援していただいております。地方財政の臨時交付金がございます。一般財源の持ち出しも出来ると思います。村長の行政手腕に期待をしております。

デマンドバスの 利便性向上について

大場 謙一 議員



問

高齢者の運転事故等が問題になってきているが、交通の便が悪い赤村では運転免許証の返納もできない。デマンドバスの村外への路線拡張が必要ではないか。

答

道村長

村内どこにでも指定された時間に送迎するという、利便性の高いサービスを提供している。村内には平成の駅が4駅あり、西鉄バスの路線廃止前より交通の便が良くなっており、現状ではバスの路線拡張は考えていない。

問

第5次総合計画作成にあたり、実施した村民アン



ケート調査で、赤村に住みたくない主な理由①買い物の便が悪い②道路交通の便が悪いという結果がでた。スタートした総合計画の中でも交通網の充実方針を謳っているが、その後村で議論はしたのか。

道村長

答 具体的な議論はないが、計画作成にあたり一応議論はした。その際、村外への路線拡大の議論は無かった。村内での買い物という前提の利便性の良い交通機関という議論だった。

問

村内で聞く声は、運転免許証を返したくても交通の便を考えると返納できないという声が多い。総合計画にも交通網の充実・地域住民の利便性向上を掲げており、村として議論を進めて貰いたい。今の利用状況はどうなっているのか。

答

田中住民課長
年間2900名くらい利用している。

問

今のバス制度の評判はいい。平成筑豊鉄道は守らなければならぬが、鉄道の利用

促進とデマンドバス路線の利便性向上を両立して議論して貰いたい。生活様式の変化もあり、村内で完結出来ない買い物も思う。それだけの自治体が独自に行っているバス事業と連携出来ないのか。

田中住民課長

答 田川地区広域政策協議会で何度も議論した。各自自治体それぞれ手厚い交通手段等を整えれば、田川市郡を走る公共交通機関の撤退などの問題も提起され前に進めない。

問

村内唯一の公共交通機関、平成筑豊鉄道の支援も大切。利用促進はしているのか。

答

小関総務課長
源じいの森等でイベントを計画して集客している。

問

評判の良いバスの更なる利便性向上を図ってほしい。土日も含めて運行して貰いたい。

答

田中住民課長
役場の課長職を含む政策推進会議で今後も議論してい

く。また、村の運転免許証返納対策は、タクシー券を助成しており村民への周知を再度はかって行きたい。デマンドバスは土曜日も運行しているが利用が少ない。

問

赤村で住み続けたいという住民の気持ちを大切にしたい。平成筑豊鉄道との両立を考えた対策をお願いしたい。

答

道村長
内部で十分検討して今後進めて参ります。

新型コロナウイルス ワクチンの保管事故の 責任問題について

大場 謙一 議員

問

ワクチン保管事故の責任問題で、村長は最終的な責任は私にある、責任については十分吟味しながら今後考えたい、と答弁されたがどのような結論になったか。

答

道村長
9月議会で答弁したとお

り、事故発生後の対応、ワクチン確保と速やかな接種再開で責任を果たしたと考えている。

問

多くの住民から「あんな大きな事故を起して何の責任も取らないのか」という声を聞く。村長が答弁した、村民に謝つた事などは事故を起して当然しなければならぬ事故処理ではないか。答弁で、責任者として責任は吟味したいと答えたが何を吟味したのか。

答

田中住民課長
村長から指示を受け、県の担当者に関わり合わせてみたが、この種の事故で自治体のトップが責任を取ったことはない。また顧問弁護士に相談したが事故の責任は事故を起こした業者とということであった。

問

なぜそれくらいのかを、早く議会に返さないのか。私はこの問題は、業者が悪いだけで、済ませることではないと今でも思っている。仕事を発注し監督責任を含めて村の責任はないとは思えないが、村長そんな答弁で本当にいいのか。

答 道村長

先ほど答弁したとおり、これ以上の責任はありません。

問 自治体のトップとして、事故が起きたら直ぐに責任を

明らかにしてほしかった。決めることと責任を取ることが大切だと申し添え質問を終わります。

道路維持作業員等の 年齢制限引き上げに ついて

春本 敏典 議員



問

道路維持作業員、夜間施設警備員及びデマンドバス運転手について、現在年齢制限が70歳以下としているが、就業や社会参加において、生涯現役社会といわれている現在の社会状

況を鑑み、また70歳の多様な活躍の機会を増やすため、年齢制限を引き上げることが考えておられますか。

答 道村長

嘱託職員の関係でございませうけど、議員の指摘したとおり、現在の社会は生涯現役社会といわれるようになっております。ご指摘の3つの職種でもいろいろゆる事務仕事ではなく、体力を必要とするものであります。これらの職種においては、体力や運動能力の低下は、ケガや事故に繋がる危険なものになります。村の業務を委託するうえで、ケガや事故を発生するわけにはいきませんので、70歳という定年を設けていますが、議員のおっしゃるとおり、今後は生涯現役社会となっていくしますので、現段階ではそうなっていますけど、段階的に定年の引き上げを今後実施していきたいと思えます。

問

4年度からはこういうかたちで引き上げるといふことで、いいんですかね。

答 道村長

そのとおり考えております。

問

付け加えますけど、今なかなか作業員についても、70歳以下で募集しても応募がないというようなかたちで、担当の課長につきましては非常に苦労しておるといふような話も聞いておりますし、是非、この問題は私ももう大体1年ぐらい前から申し入れていましたけど、全然前に進まなかつたが、こういうかたちでやつてもらいたいと思っております。村長、今年4年度から実施するということですよ、ございますか。

答 道村長

はい。先程議員が申し出されましたことについては、次年度4年度から実施したいと考えております。



編集後記

新しい年度が始まり、とても暖かく、新緑が鮮やかな季節となりました。

しかし、今月号の記事としても掲載していますが、新型コロナウイルス感染症やウクライナ各地での戦闘によって、世界中で多くの人たちがその影響を受け、大変な苦境にあります。少しでも早く平穏な世の中となることを願うばかりです。



○議会広報委員会

委員長／春本雪夫

副委員長／中村勇紀

委員／大場謙一

小林 慧